

## 製品カテゴリールール (PCR)

(認定 PCR 番号 : PA-120000-AM-04)

対象製品 : 木製製品

### Product Category Rule for “Wood Products”

本文書は、一般社団法人サステナブル経営推進機構が運営管理する「エコリーフ環境ラベルプログラム」において、「木製製品」を対象とした算定・宣言のルールについて定めたものである。

当該製品・サービスの算定・宣言を行おうとする事業者等は、本文書および「JR-07 算定・宣言規程」に基づいて、算定・宣言を行う。

認定 PCR の有効期限は、最新版 PCR の認定日または更新日より 5 年間とする。

この PCR に記載されている内容は、エコリーフ環境ラベルプログラムにおいて、関係事業者等を交えた議論の結果として、PCR 改正の手続きを経ることで適宜変更および修正することが可能である。

PCR レビュー	認定日	2020 年 11 月 30 日	
	PCR レビューパネル	委員長 氏名 : 山岸 健 所属 : 一般社団法人サステナブル経営推進機構	
	準拠する規格	<input checked="" type="checkbox"/> ISO14040 : 2006 <input checked="" type="checkbox"/> ISO14044 : 2006 <input checked="" type="checkbox"/> ISO14025 : 2008 <input checked="" type="checkbox"/> ISO/TS14067 : 2013	<input checked="" type="checkbox"/> ISO/TS14027 : 2017 <input type="checkbox"/> ISO21930 : 2007

【履歴】

文書番号	公表日	内容
PA-120000-AM-04	2020年11月30日	製品種別（附属書A）に木製家具を追加
PA-120000-AM-03	2019年10月1日	改訂 運営者およびプログラム名変更
PA-120000-AM-02	2018年11月5日	製品種別（附属書A）に木製がん具（竹製がん具を含む）を追加
PA-120000-AM-01	2018年7月6日	認定 （エコリーフと CFP プログラムの統合により、CFP プログラム「PA-CD-02 木製製品」を元に新規作成）

【プログラム情報】

プログラム名	エコリーフ環境ラベルプログラム
プログラム WEB サイト	<a href="https://ecoleaf-label.jp/">https://ecoleaf-label.jp/</a>
プログラム運営者	一般社団法人サステナブル経営推進機構
プログラム運営者住所	東京都千代田区鍛冶町2丁目2番1号

No.	項目	要求事項
1	適用範囲	
1-1	目的と適用範囲	この PCR の目的は、エコリーフ環境ラベルプログラムにおいて、「木製製品」を対象とした算定および宣言に関する規則、要求事項および指示事項を特定することである。 対象製品の関係法令に抵触する内容については、法令順守を優先する。
2	対象とする製品種別の定義	
2-1	製品種別	「木製製品」を対象とする。また、これらの製品には、最終財だけでなく、中間財として使用されるものも含まれる。 対象製品を附属書 A (規定) に示す。
2-2	機能	想定使用年数における木製製品の使用
2-3	算定単位 (機能単位)	販売単位とする。(個、面積、体積) ただし、個の単位については、製品特有の単位を使用する(枚、膳など)。
2-4	対象とする構成要素	次の要素を含むものとする。 ・ 本体 (中身および容器包装)、附属品 容器包装は提供先の手元にわたるものとし、個装、内装、外装を問わない。 付属品は、提供先の手元にわたるものとし、常時、添付または同梱されるものとする。 ・ 各ライフサイクル段階で使用される輸送用資材、および副資材
3	引用規格および引用 PCR	
3-1	引用規格 および 引用 PCR	【引用する規格等】 ・ フローリングの日本農林規格：平成 20 年 6 月 10 日農林水産省告示第 936 号、pp.27 (2008) ・ 製材の日本農林規格：平成 19 年 8 月 29 日制定、農林水産省告示第 1083 号、pp.42 (2007) ・ 集成材の日本農林規格：全部改正平成 19 年 9 月 25 日農林水産省告示第 1152 号、pp.37 (2007) ・ 合板の日本農林規格：最終改正平成 20 年 12 月 2 日農林水産省告示第 17521 号、pp.37 (2008) ・ 日本工業規格：パーティクルボード、JIS A 5908:2008、pp.12 (2008) ・ 日本工業規格：繊維板、JIS A 5905:2008、pp.23 (2008) ・ (社) 日本木材保存協会規格：木材防蟻剤および木材防腐・防蟻剤の性能基準、第 14 号、1992  【引用する PCR】 ・ PA-773000-AE 食器 (陶磁器製品および合成樹脂製品)
4	用語および定義	
4-1	用語および定義	① 想定使用期間 製品のライフサイクルにおける環境負荷の算定にあたり、使用・維持管理段階の負荷を計上する期間。製品カタログ、製品仕様書、あるいは関連法規等で定められた寿命や保守・交換期間、または減価償却の法定耐用年数等により設定する。 ② 木材・木質材料 この PCR で対象とする「木材・木質材料」は、製材 (121)、集成材 (1242)、合板 (123)、単板積層材 (12431)、パーティクルボード (1244)、繊維板 (135)、加圧式保存処理木材 (125) とする。括弧内は日本標準商品分類の分類番号である。 ③ 木材加工 木材・木質材料の JIS B 0114 に規定の(6)木工機械を用いた加工のこと。 ④ 化粧加工材 対象製品の表面に美観を表すことを主たる目的として施される表面材料。 ⑤ 部品 木製製品に組み込まれるキャスター、取っ手、金具、ネジなどの部品を指す。 ⑥ 包装材料 包装、容器などに用いる材料。略して包材ともいう。[JIS Z 0108 (2005) 包装用語] ⑦ 付属品 取扱説明書など本体に組み込まれないものを指す。

		⑧ 消耗品 製品の各段階で使われて無くなる物品（機械加工用工具、潤滑油など）のこと。
5	製品システム（データの収集範囲）	
5-1	製品システム （データの収集範囲）	次のライフサイクル段階を対象とする。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 原材料調達段階</li> <li>・ 生産段階</li> <li>・ 流通段階</li> <li>・ 使用・維持管理段階</li> <li>・ 廃棄・リサイクル段階</li> </ul> <p>ただし、原材料調達段階と生産段階でデータを個別に収集することが困難なプロセスは、いずれかの段階にまとめて計上してもよい。</p> <p>中間財の場合は、原材料調達段階および生産段階を対象範囲とする。</p>
5-2	カットオフ基準およびカットオフ対象	【カットオフ対象とする段階、プロセスおよびフロー】 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 製品を生産する設備などの資本財の使用時以外の負荷</li> <li>・ 生産工場などの建設に係る負荷</li> <li>・ 複数年使用する資材の負荷</li> <li>・ 投入物を外部から調達する際に使用される容器包装や輸送資材の負荷</li> <li>・ 副資材のうち、マスク、軍手等の汎用的なものの負荷</li> <li>・ 完成品梱包に用いる副資材（段ボール封かん用のテープなど）</li> <li>・ 事務部門や研究部門などの間接部門に係る負荷</li> <li>・ 土地利用変化に係る負荷</li> <li>・ ロット番号の捺印</li> <li>・ 同敷地内の移動</li> </ul> <p>【カットオフ基準の特例】 特に規定しない。</p>
5-3	ライフサイクルフロー図	附属書 B1（規定）に木製製品の一般的なライフサイクルフロー図を示す。 附属書 B2（規定）に中間財の一般的なライフサイクルフロー図を示す。  算定時には、このライフサイクルフロー図から外れない範囲で算定製品ごとに詳細化したライフサイクルフロー図を作成しなければならない。
6	全段階に共通して適用する算定方法	
6-1	一次データの収集範囲の設定基準	一次データの収集範囲は(7-2)、(8-2)、(9-2)、(10-2)および(11-2)に記載する。 なお、一次データの収集範囲外のデータ収集項目についても、必要に応じて一次データを収集してよい。
6-2	一次データの品質	算定・宣言規程に定める要求事項以外は特に規定しない。
6-3	一次データの収集方法	算定・宣言規程に定める要求事項以外は特に規定しない。
6-4	二次データの品質	算定・宣言規程に定める要求事項以外は特に規定しない。
6-5	二次データの収集方法	算定・宣言規程に定める要求事項以外は特に規定しない。

6-6	配分	<p>【配分基準に関する規定】 算定・宣言規程に定める要求事項以外は特に規定しない。</p> <p>【配分の回避に関する規定】 算定・宣言規程に定める要求事項以外は特に規定しない。</p> <p>【配分の対象に関する規定】 算定・宣言規程に定める要求事項以外は特に規定しない。</p>															
6-7	シナリオ	<p>【輸送に関するデータ収集】 輸送量（または燃料使用量）に関して、一次データの収集が困難な場合、および各段階でシナリオを設定していない場合は、附属書B（規定）のシナリオを使用しなければならない。</p> <p>【廃棄物等の取扱い】 処理方法について、一次データの収集が困難な場合、および各段階でシナリオを設定していない場合、紙類やプラスチックのように焼却できるものはすべて焼却処理とし、金属のように焼却できないものはすべて埋立処理として算定する。</p> <p>【排出物の計上の取扱い】 一次データが収集できず、かつ妥当なシナリオが設定できない場合は、カットオフしてもよい。</p>															
6-8	その他	算定・宣言規程に定める要求事項以外は特に規定しない。															
7	原材料調達段階に適用する項目																
7-1	データ収集範囲に含まれるプロセス	<p>① 「原材料」の製造および輸送に係るプロセス</p> <p>② 「包装材料」、「付属品」の製造および輸送に係るプロセス</p>															
7-2	データ収集項目	<p>次表に示すデータ項目を収集する。</p> <p>① 「原材料」の製造および輸送に係るプロセス</p> <table border="1" data-bbox="459 1308 1490 1749"> <thead> <tr> <th>活動量の項目名</th> <th>活動量の区分</th> <th>活動量に乗じる原単位の項目名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>「木材・木質材料、塗料・印刷資材、部品、その他の原材料（薬剤、接着剤、インキ、釘など）」 製品生産サイトへの投入量</td> <td>一次</td> <td>「各原材料」 製造原単位</td> </tr> <tr> <td>「木材・木質材料、塗料・印刷資材、部品、その他の原材料・資材（薬剤、接着剤、インキ、釘など）」 製品生産サイトへの輸送量（または燃料使用量）</td> <td>※1</td> <td>「各輸送手段」 輸送原単位</td> </tr> </tbody> </table> <p>② 「包装資材」、「付属品」の製造および輸送に係るプロセス</p> <table border="1" data-bbox="459 1823 1490 2020"> <thead> <tr> <th>活動量の項目名</th> <th>活動量の区分</th> <th>活動量に乗じる原単位の項目名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>「包装資材」 「付属品」 製品生産サイトへの投入量</td> <td>一次</td> <td>「包装資材」 「付属品」 製造原単位</td> </tr> </tbody> </table>	活動量の項目名	活動量の区分	活動量に乗じる原単位の項目名	「木材・木質材料、塗料・印刷資材、部品、その他の原材料（薬剤、接着剤、インキ、釘など）」 製品生産サイトへの投入量	一次	「各原材料」 製造原単位	「木材・木質材料、塗料・印刷資材、部品、その他の原材料・資材（薬剤、接着剤、インキ、釘など）」 製品生産サイトへの輸送量（または燃料使用量）	※1	「各輸送手段」 輸送原単位	活動量の項目名	活動量の区分	活動量に乗じる原単位の項目名	「包装資材」 「付属品」 製品生産サイトへの投入量	一次	「包装資材」 「付属品」 製造原単位
活動量の項目名	活動量の区分	活動量に乗じる原単位の項目名															
「木材・木質材料、塗料・印刷資材、部品、その他の原材料（薬剤、接着剤、インキ、釘など）」 製品生産サイトへの投入量	一次	「各原材料」 製造原単位															
「木材・木質材料、塗料・印刷資材、部品、その他の原材料・資材（薬剤、接着剤、インキ、釘など）」 製品生産サイトへの輸送量（または燃料使用量）	※1	「各輸送手段」 輸送原単位															
活動量の項目名	活動量の区分	活動量に乗じる原単位の項目名															
「包装資材」 「付属品」 製品生産サイトへの投入量	一次	「包装資材」 「付属品」 製造原単位															

		「包装資材」 「付属品」 製品生産サイトへの輸送量（または燃料使用量）	※1	「各輸送手段」 輸送原単位
		※1 次の項目を一次データとして収集する。 [燃料法の場合] ・輸送手段ごとの「燃料使用量」 [燃費法の場合] ・輸送手段ごとの「燃費」 ・輸送手段ごとの「輸送距離」 [トンキロ法の場合] ・輸送手段ごとの「輸送重量」		
7-3	一次データの収集方法および収集条件	算定・宣言規程に定める要求事項以外は特に規定しない。		
7-4	シナリオ	算定・宣言規程に定める要求事項以外は特に規定しない。		
7-5	その他	【海外のサプライヤー（調達先）から調達を行っている場合の特例】 ・原材料製造時の一次データ（電力や燃料などの投入量）の収集は国内のサプライヤーと同様とし、算出に用いる海外電力の二次データは、事務局が提供する二次データを用いる。 ・原材料の生産サイトまでの輸送は、日本国内輸送（日本の港から日本の生産サイト）の他に、対象国内の国内輸送を含む国間輸送距離と輸送手段（不明な場合はコンテナ船<4,000TEUとする）の一次データを収集すること。国間輸送距離に係る一次データの取得が困難な場合には二次データを用いてもよい。対象国の国内輸送が不明な場合は、附属書C（輸送シナリオ）を使用してもよい。		
8	生産段階に適用する項目			
8-1	データ収集範囲に含まれるプロセス	①本体の生産（木材加工、表面加工（塗装、印刷、仕上げ）、組立・接着、梱包、付属品製造）プロセス ②サイト間輸送プロセス		
8-2	データ収集項目	次表に示すデータ項目を収集する。 ①本体の生産（木材加工、表面加工（塗装、印刷、仕上げ）、組立・接着、梱包、付属品製造）プロセス		
		活動量の項目名	活動量の区分	活動量に乗じる原単位の項目名
		「水」 「燃料」 「電力」 製品生産プロセスへの投入量	一次	「水」 「燃料」 「電力」 製造と供給および使用原単位
		「各原材料」 製品生産プロセスへの投入量	一次	「木材加工」 「表面加工」 「組立・接着」 「梱包」 「付属品製造」
		「消耗品」 製品生産プロセスへの投入量	一次	「各消耗品」 製造原単位
		「消耗品」 製品生産サイトへの輸送量（または燃料使用量）	※1	「各輸送手段」 輸送原単位

		<p>「排出物等」 (残材、不良品、加工ロス、塗料カス、サンドペーパー、印刷ミスなどの廃棄物を含む) ※2</p> <p>②サイト間輸送プロセス</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>活動量の項目名</th> <th>活動量の区分</th> <th>活動量に乗じる原単位の項目名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>「輸送物」 各サイト間の輸送量 (または燃料使用量)</td> <td>※1</td> <td>「各輸送手段」 輸送原単位</td> </tr> <tr> <td colspan="3">「排出物等」 ※2</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 輸送量 (または燃料使用量) については、7-2 に準ずる。</p> <p>※2 排出物に関するデータ収集項目</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>活動量の項目名</th> <th>活動量の区分</th> <th>活動量に乗じる原単位の項目名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>「廃棄物等」 「廃水」 処理方法ごとの排出量</td> <td>一次 または シナリオ</td> <td>「各処理方法」 処理原単位</td> </tr> <tr> <td>「廃棄物等」 各処理施設への輸送量 (または燃料使用量)</td> <td>※1</td> <td>「各輸送手段」 輸送原単位</td> </tr> <tr> <td>大気・水圏・土壌への排出物の排出量 「COD」、「VOC」、「NOx」、「SOx」等</td> <td>一次 または シナリオ</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>【配分のために収集する一次データ収集項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「本体の中身」の生産量</li> <li>・「共製品」の生産量</li> </ul>	活動量の項目名	活動量の区分	活動量に乗じる原単位の項目名	「輸送物」 各サイト間の輸送量 (または燃料使用量)	※1	「各輸送手段」 輸送原単位	「排出物等」 ※2			活動量の項目名	活動量の区分	活動量に乗じる原単位の項目名	「廃棄物等」 「廃水」 処理方法ごとの排出量	一次 または シナリオ	「各処理方法」 処理原単位	「廃棄物等」 各処理施設への輸送量 (または燃料使用量)	※1	「各輸送手段」 輸送原単位	大気・水圏・土壌への排出物の排出量 「COD」、「VOC」、「NOx」、「SOx」等	一次 または シナリオ	—
活動量の項目名	活動量の区分	活動量に乗じる原単位の項目名																					
「輸送物」 各サイト間の輸送量 (または燃料使用量)	※1	「各輸送手段」 輸送原単位																					
「排出物等」 ※2																							
活動量の項目名	活動量の区分	活動量に乗じる原単位の項目名																					
「廃棄物等」 「廃水」 処理方法ごとの排出量	一次 または シナリオ	「各処理方法」 処理原単位																					
「廃棄物等」 各処理施設への輸送量 (または燃料使用量)	※1	「各輸送手段」 輸送原単位																					
大気・水圏・土壌への排出物の排出量 「COD」、「VOC」、「NOx」、「SOx」等	一次 または シナリオ	—																					
8-3	一次データの収集方法および収集条件	算定・宣言規程に定める要求事項以外は特に規定しない。																					
8-4	シナリオ	算定・宣言規程に定める要求事項以外は特に規定しない。																					
8-5	その他	算定・宣言規程に定める要求事項以外は特に規定しない。																					
9	流通段階に適用する項目																						
9-1	データ収集範囲に含まれるプロセス	<p>① 「出荷品」の輸送、保管プロセス</p> <p>「出荷品」の輸送プロセスは、生産サイトから保管場所までの輸送プロセスと、保管場所からユーザーまでの輸送プロセスの両方とする。</p>																					
9-2	データ収集項目	<p>次表に示すデータ項目を収集する。</p> <p>① 「出荷品」の輸送、保管プロセス</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>活動量の項目名</th> <th>活動量の区分</th> <th>活動量に乗じる原単位の項目名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>「出荷品」 輸送量 (または燃料使用量)</td> <td>※1</td> <td>「輸送手段」 輸送原単位</td> </tr> <tr> <td>出荷品の保管プロセスへの投入量</td> <td>一次</td> <td>保管に係る原単位</td> </tr> </tbody> </table>	活動量の項目名	活動量の区分	活動量に乗じる原単位の項目名	「出荷品」 輸送量 (または燃料使用量)	※1	「輸送手段」 輸送原単位	出荷品の保管プロセスへの投入量	一次	保管に係る原単位												
活動量の項目名	活動量の区分	活動量に乗じる原単位の項目名																					
「出荷品」 輸送量 (または燃料使用量)	※1	「輸送手段」 輸送原単位																					
出荷品の保管プロセスへの投入量	一次	保管に係る原単位																					

		<p>「排出物」(廃包装材料の廃棄物を含む) ※2</p> <p>※1 輸送量(または燃料使用量)については、7-2に準ずる。 ※2 排出物等については、7-2に準ずる。</p>									
9-3	一次データの収集方法および収集条件	算定・宣言規程に定める要求事項以外は特に規定しない。									
9-4	シナリオ	<p><b>【販売手段ごとの販売量に関する規定】</b> 販売手段ごとの販売量について、事業者が妥当なシナリオを設定することとする。</p> <p><b>【海外販売出荷に関する規定】</b> ・海外の販売先までの輸送は、日本国内輸送(日本の生産サイトから日本の港まで)の他に、対象国内の国内輸送を含む国間輸送距離と輸送手段(不明な場合はコンテナ船&lt;4,000 TEUとする)の一次データを収集すること。国間輸送距離に係る一次データの取得が困難な場合には二次データを用いてもよい。対象国の国内輸送が不明な場合は、附属書C(輸送シナリオ)を使用してよい。</p>									
9-5	その他	算定・宣言規程に定める要求事項以外は特に規定しない。									
10	使用・維持管理段階に適用する項目										
10-1	データ収集範囲に含まれるプロセス	<p>木製製品として、様々な種類の製品をまとめており、それらの使用・維持管理方法も異なるので、用途に応じた場合分けが必要になる。</p> <p><b>【フローリング[126]の場合】</b> ①施工に係るプロセス ②清掃に係るプロセス ③ワックスがけに係るプロセス</p> <p><b>【はし[77621]、はし置き[77623]、まな板[77151]、弁当箱[775513]の場合】</b> ①洗浄に係るプロセス</p> <p><b>【ごみ箱[8594]、木製衣料用ハンガー[85911]、家具[83]などの場合】</b> 使用・維持管理時にエネルギーなどを消費しないため、算定の対象としない。</p> <p><b>【パレット[2592]の場合】</b> 使用・維持管理段階については、使用・維持方法が利用者によって異なり特定が困難であること、置き台として機能を果たし、それによる環境負荷は伴わないことから、算定の対象としない。</p>									
10-2	データ収集項目	<p>次表に示すデータを収集する。</p> <p><b>【フローリング[126]の場合】</b> ①施工に係るプロセス</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>活動量の項目名</th> <th>活動量の区分</th> <th>活動量に乗じる原単位の項目名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>「燃料」 「電力」 施工プロセスへの投入量</td> <td>二次 または シナリオ</td> <td>「燃料」 「電力」 製造と供給および使用 原単位</td> </tr> <tr> <td>施工面積</td> <td>一次</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	活動量の項目名	活動量の区分	活動量に乗じる原単位の項目名	「燃料」 「電力」 施工プロセスへの投入量	二次 または シナリオ	「燃料」 「電力」 製造と供給および使用 原単位	施工面積	一次	
活動量の項目名	活動量の区分	活動量に乗じる原単位の項目名									
「燃料」 「電力」 施工プロセスへの投入量	二次 または シナリオ	「燃料」 「電力」 製造と供給および使用 原単位									
施工面積	一次										



②清掃に係るプロセス

活動量の項目名	活動量の区分	活動量に乗じる原単位の項目名
「電力」 清掃に係るプロセスへの投入量	二次 または シナリオ	「電力」 製造と供給および使用 原単位
清掃面積	一次	

③ワックスがけに係るプロセス

活動量の項目名	活動量の区分	活動量に乗じる原単位の項目名
「電力」 ワックスがけに係るプロセスへの投入量	一次 または シナリオ	「電力」 製造と供給および使用 原単位
「ワックス」 ワックスがけに係るプロセスへの投入量	一次 または シナリオ	「ワックス」 製造原単位
ワックスがけの面積	一次	

【はし[77621]、まな板[77151]、弁当箱[775513]の場合】

①洗浄に係るプロセス

活動量の項目名	活動量の区分	活動量に乗じる原単位の項目名
「水」 「燃料」 「電力」 洗浄に係るプロセスへの投入量	一次 または シナリオ	「水」 「燃料」 「電力」 製造と供給および使用 原単位
「洗剤」 洗浄に係るプロセスへの投入量	一次 または シナリオ	「洗剤」 製造原単位
「洗剤」 生産サイトから使用者までの輸送量（または燃料使用量）	※1	「輸送手段」 輸送原単位
「排出物」（廃水） ※2		

※1 輸送量（または燃料使用量）については、7-2 に準ずる。

※2 廃棄物等および廃水については、7-2 に準ずる。

10-3	一次データの収集方法および収集条件	算定・宣言規程に定める要求事項以外は特に規定しない。
10-4	シナリオ	<p>製品の使用・維持管理段階において、一次データを収集することが望ましいが、収集できない場合は下記のシナリオを使用してよい。</p> <p>【フローリング [126] の場合】</p> <p>附属書 E：維持管理シナリオ設定の考え方（規定）より、該当する製品の寸法と以下に示すシナ</p>

		<p>リオを使用した評価とする。</p> <p>① 清掃に係るプロセス          &lt;フローリングにおける1回の清掃の電力使用量&gt;附属書E          &lt;フローリングの掃除回数&gt;100回/年</p> <p>②ワックスがけに係るプロセス          &lt;フローリングにおける1回のワックスがけのワックス使用料&gt;附属書E          &lt;フローリングのワックスがけの回数&gt;2回/年          清掃およびワックスがけに係るプロセスについては、製品ごとに想定年数(想定使用年数)を設定する。</p> <p><b>【はし[77621]、まな板[77151]、弁当箱[775513]の場合】</b>          洗浄プロセスについては、製品ごとに想定年数(想定使用年数)を設定し、PA-773000-AE 食器(陶磁器製品および合成樹脂製品)の使用段階におけるシナリオにもとづき評価を行う。</p>																								
10-5	その他	算定・宣言規程に定める要求事項以外は特に規定しない。																								
11	廃棄・リサイクル段階に適用する項目																									
11-1	データ収集範囲に含まれるプロセス	<p>①「使用済み製品」の解体プロセス</p> <p>②「使用済み製品」の廃棄・リサイクルプロセス</p> <p>③「廃包装資材、付属品」の廃棄・リサイクルプロセス</p>																								
11-2	データ収集項目	<p>①「使用済み製品」の解体プロセス</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>活動量の項目名</th> <th>活動量の区分</th> <th>活動量に乗じる原単位の項目名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>「使用済み製品」排出量</td> <td>一次 または シナリオ</td> <td>「製品本体の解体」 原単位</td> </tr> </tbody> </table> <p>②「使用済み製品」の廃棄・リサイクルプロセス</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>活動量の項目名</th> <th>活動量の区分</th> <th>活動量に乗じる原単位の項目名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>「使用済み製品」処理方法ごとの排出量</td> <td>一次 または シナリオ</td> <td>「各処理方法」 原単位</td> </tr> <tr> <td>「使用済み製品」各処理施設への輸送量(または燃料使用量)</td> <td>※1</td> <td>「各輸送手段」 原単位</td> </tr> </tbody> </table> <p>③「廃包装資材、付属品」の廃棄・リサイクルプロセス</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>活動量の項目名</th> <th>活動量の区分</th> <th>活動量に乗じる原単位の項目名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>「廃包装資材、付属品」処理方法ごとの排出量</td> <td>一次 または シナリオ</td> <td>「各処理方法」 処理原単位</td> </tr> <tr> <td>「廃包装資材、付属品」各処理施設への輸送量(または燃料使用量)</td> <td>※1</td> <td>「各輸送手段」 原単位</td> </tr> </tbody> </table>	活動量の項目名	活動量の区分	活動量に乗じる原単位の項目名	「使用済み製品」排出量	一次 または シナリオ	「製品本体の解体」 原単位	活動量の項目名	活動量の区分	活動量に乗じる原単位の項目名	「使用済み製品」処理方法ごとの排出量	一次 または シナリオ	「各処理方法」 原単位	「使用済み製品」各処理施設への輸送量(または燃料使用量)	※1	「各輸送手段」 原単位	活動量の項目名	活動量の区分	活動量に乗じる原単位の項目名	「廃包装資材、付属品」処理方法ごとの排出量	一次 または シナリオ	「各処理方法」 処理原単位	「廃包装資材、付属品」各処理施設への輸送量(または燃料使用量)	※1	「各輸送手段」 原単位
活動量の項目名	活動量の区分	活動量に乗じる原単位の項目名																								
「使用済み製品」排出量	一次 または シナリオ	「製品本体の解体」 原単位																								
活動量の項目名	活動量の区分	活動量に乗じる原単位の項目名																								
「使用済み製品」処理方法ごとの排出量	一次 または シナリオ	「各処理方法」 原単位																								
「使用済み製品」各処理施設への輸送量(または燃料使用量)	※1	「各輸送手段」 原単位																								
活動量の項目名	活動量の区分	活動量に乗じる原単位の項目名																								
「廃包装資材、付属品」処理方法ごとの排出量	一次 または シナリオ	「各処理方法」 処理原単位																								
「廃包装資材、付属品」各処理施設への輸送量(または燃料使用量)	※1	「各輸送手段」 原単位																								

		※1 輸送量（または燃料使用量）については、7-2 に準ずる。
11-3	一次データの収集方法および収集条件	算定・宣言規程に定める要求事項以外は特に規定しない。
11-4	シナリオ	【廃棄物等の処理方法に関する規定】 ・廃棄物処理シナリオは附属書 F（規定）を参照のこと。
11-5	その他	算定・宣言規程に定める要求事項以外は特に規定しない。
12	LCI 計算、インパクト評価に関する項目	
12-1	LCI 計算の考え方	算定・宣言規程に定める要求事項以外は特に規定しない。
12-2	インパクトカテゴリーおよび特性係数の追加	算定・宣言規程に定める要求事項以外は特に規定しない。
13	宣言方法	
13-1	製品の仕様	【必須記載事項】 ・製品質量
13-2	エコリーフライフサイクル影響評価結果	【必須記載事項】 以下の環境影響領域は記載しなければならない。 ・気候変動
13-3	エコリーフライフサイクルインベントリ分析関連情報	算定・宣言規程に定める要求事項以外は特に規定しない。
13-4	エコリーフ材料および物質に関する構成成分	算定・宣言規程に定める要求事項以外は特に規定しない。
13-5	エコリーフ廃棄物関連情報	算定・宣言規程に定める要求事項以外は特に規定しない。
13-6	CFP 算定結果	気候変動 100 年指数（第 5 次報告書・IPCC2013）の結果を記載する。
13-7	追加情報 （エコリーフ/CFP 共通）	【必須表示内容の規定】 次の項目は表示をしなければならない。 ・ 使用・維持管理段階の算定方法（シナリオ）の概要  【推奨記載事項】 以下の事項を記載することが望ましい。 ・ 製品の減量化、サイトでの使用エネルギーの削減などを行った場合の改善効果 ・ 当該製品に貯蔵されている木材・木質材料由来の炭素量を附属書 G に従って求めた量。
13-8	その他エコデザイン関連情報 （エコリーフ/CFP 共通）	【推奨表示内容の規定】 以下の事項を記載することが望ましい。 ・ エコデザインシステム情報（ISO14001 認定工場等） ・ ユーザーおよび各事業者向けの製品情報 ・ 環境に配慮した調達情報（FSC、PEFC 認証、エコマーク認定製品の使用等） ・ 有害物質に関する情報
13-9	その他	【中間財における数値ありの CFP マーク表示に関する規定】

		<ul style="list-style-type: none"><li>・ 中間財において数値ありの CFP マークの表示を行う場合、“最終消費財”としてのカーボンフットプリント表示との混同を避けるため、中間財の GHG 排出量を製品に直接表示してはならない。</li></ul> <p>ただし、送り状、納品書、包装（梱包）上への表示、算定実施者自らのカタログ、インターネットなどでの表示を認める。</p>
--	--	---

対象製品		備考
フローリング[126]	単層フローリング [1261]	用語の定義※1
	複合フローリング [1262]	用語の定義※2
その他の容器[259]	パレット[2592]	※3
その他の住生活用品[85]	ごみ箱[8594]	
	衣料用ハンガー[8591]	木製衣料用ハンガー[85911]
	他に分類されないその他の住生活用品 [8599]( ティッシュケース等のインテリア雑貨)	
	芸術及び装飾品 (銀製、銀めっき及び同類似金属製品を除く) [855]	額縁[85543]
	ふる場用品[85232]	その他のすのこ[8523239]
調理用具[771]	木竹製調理用具[7715]	まな板[77151]
食卓用ナイフ、フォーク、スプーン、はし及び同付属品[776]	はし、はし箱及びはし置き[7762]	はし[77621]、はし置き[77623]
その他の台所用品及び食卓用品[779]	木竹製食卓器具[7745]	盆類[774514]
	木竹製食料貯蔵器具[7755]	弁当箱[775513]
家具[83]		※4
台所用ハンガー及び同類似製品[853]	台所用ハンガー[8531]	木製台所用ハンガー[85311]
がん具及び人形[895]	木製がん具 (竹製がん具を含む。) [8952]	

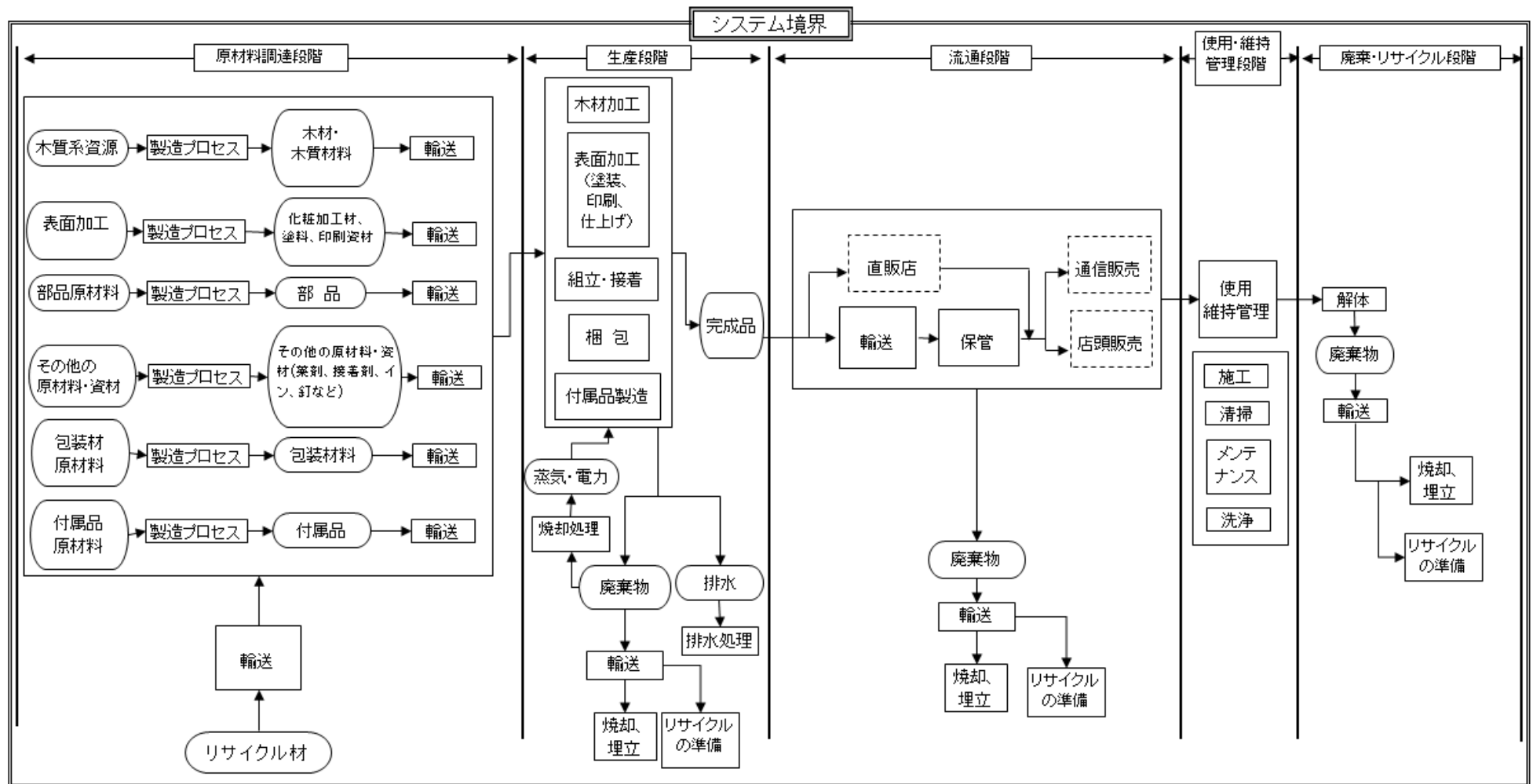
※1 ひき板を基材とし、厚さ方向の構成層(以下「構成層」という。)が1のフローリング(裏面に防湿および不陸緩和を目的として積層した材料を接着したものを含む。)をいう。

※2 単層フローリング以外のフローリングをいう。

※3 パレット[2592]の内、木製パレットのみを対象とする

※4 家具[83]のうち、主要な原材料・構成部材が木材および木質材料であるものを対象とする

附属書B-1：木製製品（最終消費財）のライフサイクルフロー図（規定）



凡例

算定する

算定対象外の

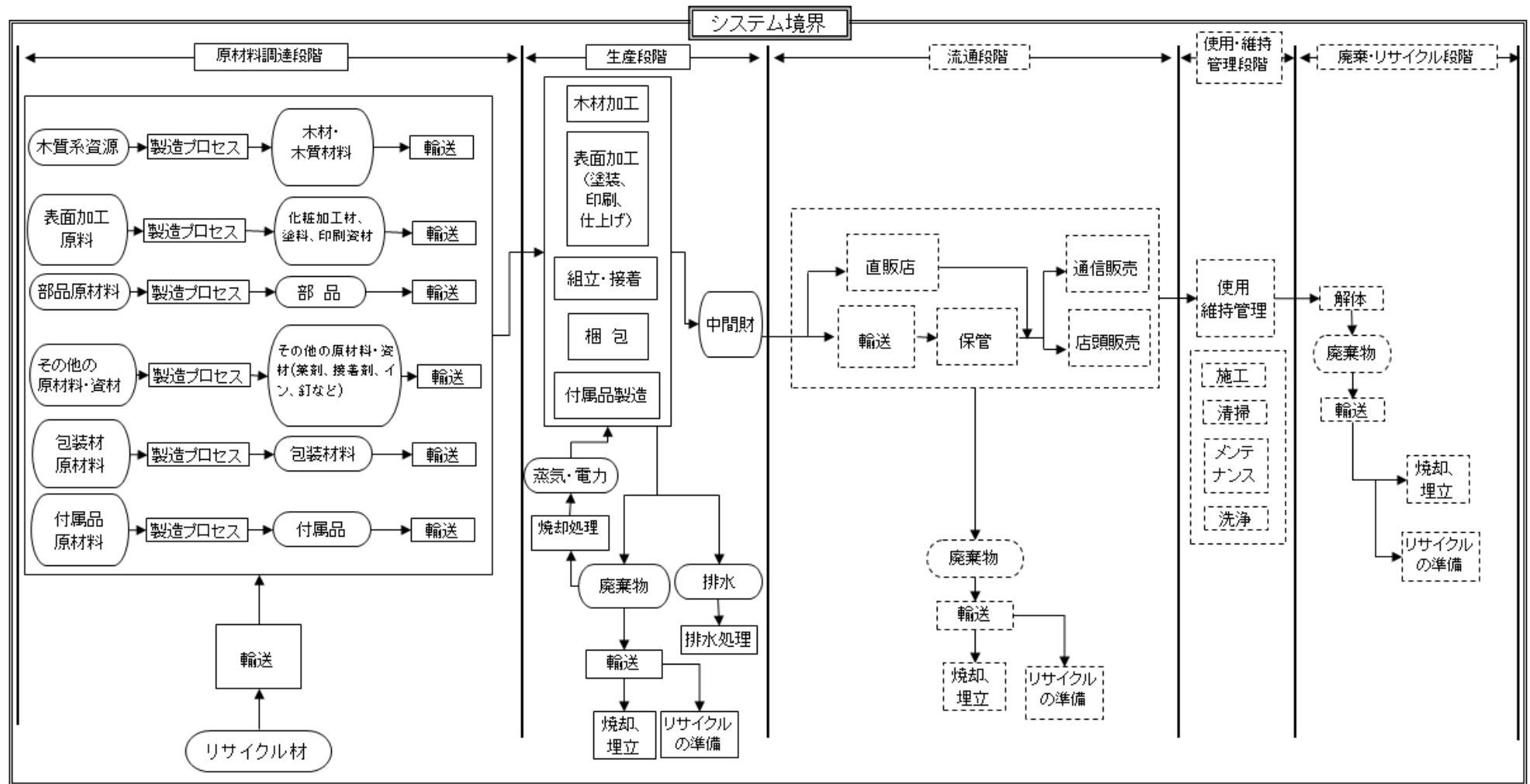
投入物、生産物等

※すべてのエネルギー及び水の供給と使用に係るプロセスはフロー図から省略する。

※サイト間およびサイト内の輸送プロセスは、フロー図から省略する。

※生産工程については、製品によって順序が変わる場合もある。

附属書B-2：木製製品(中間財)のライフサイクルフロー図（規定）



凡例

算定する

算定対象外の

投入物、生産物等

※すべてのエネルギー及び水の供給と使用に係るプロセスはフロー図から省略する。

※サイト間およびサイト内の輸送プロセスは、フロー図から省略する。

※生産工程については、製品によって順序が変わる場合もある。

附属書C：輸送シナリオ（規定）

このPCR では、原材料調達段階と生産段階、流通段階、廃棄・リサイクル段階において、一次データが得られない場合のための輸送のシナリオを設定している。

ライフサイクル段階	設定シナリオ
原材料調達段階	<p>① 輸送が陸運のみの場合            &lt; 輸送距離 &gt; 500 km            &lt; 輸送手段 &gt; 10 トントラック            &lt; 積 載 率 &gt; default (62 %)</p> <p>② 輸送に海運が伴う場合            a) 国内輸送(生産サイト→港)            &lt; 輸送距離 &gt; 500 km            &lt; 輸送手段 &gt; 10 トントラック            &lt; 積 載 率 &gt; default ( 62 %)</p> <p>b) 国際間輸送(港→港)            &lt; 輸送距離 &gt; 港間の航行距離(*)            &lt; 輸送手段 &gt; コンテナ船(4,000 TEU 以下)            (* ) 国際間航行距離は、事務局が提供した二次データを用いる。</p> <p>c) 国内輸送(港→納入先)            &lt; 輸送距離 &gt; 500 km            &lt; 輸送手段 &gt; 10 トントラック            &lt; 積 載 率 &gt; default (62 %)</p>
生産段階	<p>廃棄物の輸送シナリオ            &lt; 輸送距離 &gt; 500 km            &lt; 輸送手段 &gt; 10 トントラック            &lt; 積 載 率 &gt; default (62 %)</p>
流通段階	<p>① 生産地が海外の場合            a) 生産サイト→生産国の港            &lt; 輸送距離 &gt; 500 km            &lt; 輸送手段 &gt; 10 トントラック            &lt; 積 載 率 &gt; default (62 %)</p> <p>b) 生産国の港→国内の港            &lt; 輸送距離 &gt; 港間の航行距離(*)            &lt; 輸送手段 &gt; コンテナ船(4,000 TEU 以下)            (* ) 国際間航行距離は、事務局が提供した二次データを用いる。</p> <p>c) 国内の港→店舗            &lt; 輸送距離 &gt; 1,000 km            &lt; 輸送手段 &gt; 10 トントラック            &lt; 積 載 率 &gt; default (62 %)</p> <p>② 生産地が国内の場合            a) 生産サイト→店舗            &lt; 輸送距離 &gt; 1,000 km            &lt; 輸送手段 &gt; 10 トントラック            &lt; 積 載 率 &gt; default (62 %)</p>
廃棄・リサイクル段階	<p>廃棄物の輸送シナリオ            &lt; 輸送距離 &gt; 100 km            &lt; 輸送手段 &gt; 10 トントラック            &lt; 積 載 率 &gt; default (62 %)</p>



## 附属書D：輸送シナリオ設定の考え方（参考）

輸送シナリオ設定（輸送距離、輸送手段、積載率）の考え方を次に示す。

### D1 輸送距離

＜国内輸送の場合＞

一次データ収集のインセンティブが得られるよう、平均的な距離ではなく、ありうる長めの輸送距離を設定した。

(ア) 市内もしくは近隣市間に閉じることが確実な輸送の場合：50 km

【考え方】県央→県境の距離を想定

(イ) 県内に閉じることが確実な輸送の場合：100 km

【考え方】県境→県境の距離を想定

(ウ) 県間輸送の可能性のある輸送の場合：500 km

【考え方】東京-大阪程度の距離を想定

(エ) 生産者→納品先輸送で、納品先が特定地域に限定されない場合：1,000 km

【考え方】本州の長さ1,600 kmの半分強

＜海外での国内輸送の場合＞

(ア) 生産サイトから港までの輸送：500 km

【考え方】州央→州境の距離を想定

＜国際輸送の場合＞

国際間航行距離は、事務局が提供した二次データを用いる。

### D2 輸送手段

＜国内輸送の場合＞

モーダルシフト等による物流環境負荷削減対策などのインセンティブが得られるよう基本的にトラック輸送を想定し、物流事業者は大きな車格、その他は小さめの車格を設定する。

(ア) 物流事業者による輸送：10 トントラック

(イ) 生産者による輸送：2 トントラック

＜国際輸送の場合＞

全て海上輸送とし、手段は「コンテナ船(4,000 TEU 以下)」で統一する。

### D3 積載率

＜トラック＞経済産業省告示“貨物輸送事業者に行われる貨物の輸送に係るエネルギーの使用量の算定の方法”における積載率不明時の適用値(下表)を採用した。

車種	燃料	最大積載量(kg)		積載率が不明な場合	
				平均積載率(%)	
			中央値	自家用	営業用
軽・小型・普通貨物車	ガソリン	軽貨物車	350	10	41
		～1,999	1,000	10	32
		2,000 以上	2,000	24	52
小型・普通貨物車	軽油	～999	500	10	36
		1,000～1,999	1,500	17	42
		2,000～3,999	3,000	39	58
		4,000～5,999	5,000	49	62
		6,000～7,999	7,000		
		8,000～9,999	9,000		
		10,000～11,999	11,000		
		12,000～16,999	14,500		

この PCR では、海外の陸上輸送トラックについてもこれらの設定値を適用した。

## 附属書E：維持管理シナリオ設定の考え方（規定）

本来、木製製品の維持管理における各入出力については一次データの収集が望ましい。しかし、事業所外の範囲においてデータを収集し、かつ宣言における信頼性を保つことは困難であることを考慮し、指定する二次データを適用する。シナリオ設定の考え方は次の通りとなる。

### E1：フローリングの清掃シナリオについて

- ・清掃時の掃除機の電力:1 [kW]（一般的な家庭用掃除機の定格出力）
- ・フローリング 1 m<sup>2</sup>清掃時の掃除機の稼働時間:8 [sec]（実測値から設定）
- ・フローリング 1 m<sup>2</sup>を1回清掃した時の消費電力量:[kW/ m<sup>2</sup>]

$$Y1 = 1 \text{ [kW]} * 8 \text{ [sec/m}^2\text{]} * (1/3600) \text{ [sec/h]} = 2.22\text{e-}3 \text{ [kW]}$$

### E2：フローリングのワックスがけのシナリオについて

- ・フローリング1 m<sup>2</sup>当たりのワックス使用量:10 [mL]（一般的なワックスの使用量）
- ・ワックスの比重:1.02（一般的なワックスの比重）
- ・フローリング 1 m<sup>2</sup>を1回ワックスがけした時のワックス使用量:Y<sub>2</sub> [kg/m<sup>2</sup>]

$$Y_2 = 10 * 1.0\text{e-}3 \text{ [L/m}^2\text{]} * 1.02 \text{ [kg/L]} = 1.02\text{e-}2 * X_2 \text{ [kg-CO}_2\text{e/m}^2\text{]}$$

### 文献

- ・(株)リンレイ:ハイテクフローリングコート、URL [http://www.rinrei.co.jp/home\\_care/category/item/floor\\_resinwax/item\\_04.html](http://www.rinrei.co.jp/home_care/category/item/floor_resinwax/item_04.html)〔平成23年2月27日参照〕

## 附属書F：製品使用後の廃棄・リサイクルシナリオ（規定）

製品使用後の廃棄・リサイクルシナリオについては、次のシナリオを使用してもよい。

### F1 製品が一般廃棄物として廃棄される場合

- ・92%が焼却処理される。
- ・3%が直接埋立処理される。
- ・5%がリサイクル処理される。

“一般廃棄物の排出および処理状況など(平成18年度実績)について”(環境省)における一般廃棄物の処理状況を適用した。

### F2 木製製品が産業廃棄物として廃棄される場合

平成20年度建設副産物実態調査結果を基に、シナリオを作成した。ただし、平成20年度建設副産物実態調査結果では建設発生木材の約9%は直接埋立となっているが、これら直接埋立されるもののほとんどは伐木材・除根材等と考え、このPCRでは木製製品使用後の廃棄物は、直接埋立されず、リサイクルされるシナリオが成立する。作成した木製製品使用後の廃棄・リサイクルシナリオのフロー図を次の図に示した。

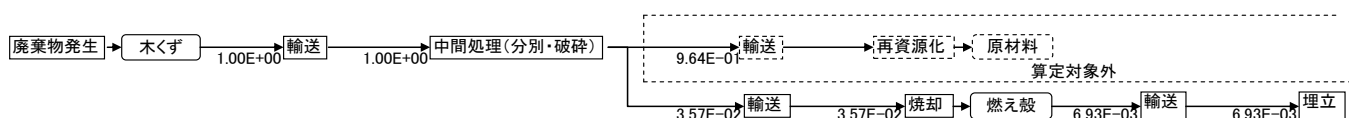


図 木製製品使用後の廃棄・リサイクルシナリオ

木製製品使用後の廃棄物処理の一次データが得られない場合は、上記の廃棄・リサイクルシナリオを使用してもよい。

## 附属書G：木材・木質材料中の貯蔵炭素量（規定）

木質バイオマスは、葉が空気中から取り込んだCO<sub>2</sub>と根から吸い上げられた水とで光合成によって生産された糖が、様々な生合成経路を経て、セルロースやヘミセルロース、リグニンという高分子になり、それらが細胞壁などを構成することによって、樹木中に貯蔵されていく。よって、木材中には空気中のCO<sub>2</sub>がCの形で固定されていることになる。

木材中のセルロース、ヘミセルロース、リグニンの比率は、樹種によって少し異なるが、概ね2:1:1と言われており、木材を構成する元素の重量素性としては、Cが50%、Hが6%、Oが43%、その他が1%となっている。

木材中の貯蔵炭素量は、次の式で求められ、その値を貯蔵炭素量として用いてよい。

$$\text{貯蔵炭素量(kg-C)} = \text{木材・木質材料中の木材の全乾重量(kg-木材)} \times 0.5$$

ここで、吸収した貯蔵炭素量を大気中のCO<sub>2</sub>量に換算するには、貯蔵炭素量×44/12で換算すればよい。この式中の44はCO<sub>2</sub>の分子量、12はCの分子量である。

出典:「木材利用に係る環境貢献度の定量的評価手法について(中間とりまとめ)」

(平成21年2月 林野庁 URL <http://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/micruka/pdf/torimatome.pdf>)